

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人広陵福祉会（以下「この法人」という。）における、役員及び評議員等に関する報酬等について定めるものである。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員の報酬等は、別表のとおり支給する。

（公表）

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成31年6月22日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は令和8年7月 日から施行する

別表

	月額	年額	会議参加報酬
常勤役員	400,000 円以内	6,000,000 円以内	なし
それ以外の役員 及び評議員	なし	なし	5,000 円／回

常勤役員とは、日常的に法人のいずれかの園に出勤し、特定の業務に専従する役員をいい、その月額及び年額は、給与規程に準ずるものとする。